

社会福祉法人松山やっちく会

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松山やっちく会の役員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

(役員等の出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事の手当)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により手当を支払うことができる。

(監事の手当)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により手当を支給することができる。

(評議員の手当)

第6条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により手当を支払うことができる。

(第三者委員の手当)

第7条 第三者委員が苦情解決に向けての調整、助言などの業務にあたった場合は、別表1により手当を支払うことができる。

(役員会旅費の支給)

第8条 役員等が理事会、評議員会、監事監査等に出席したとき、又は職務のため旅行した場合1キロメートル当たり30円の交通費を支給する。

(摘要除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を摘要しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 7年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 1月21日から施行する。

この規程は、平成15年 2月14日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月24日から施行する。

別表1

報酬	
役員等一律日額	6,000円
理事長 月額	500,000円以内